

令和2年 春の全国交通安全運動

実施要綱

実施
期間

4月6日(月) ▶ 4月15日(水)

重 点

- 子供を始めとする歩行者の安全の確保
- 高齢運転者等の安全運転の励行
- 自転車の安全利用の推進



交通安全図画最優秀作品(令和元年度知事賞)
南島原市立有家小学校3年(当時)
まつもと さわ
松本 紗和さんの作品

スローガン

しっかりと
止まってかくにん
横だん歩道



主唱

長崎県交通安全推進県民協議会

運動の目的

本運動は、県民一人一人に交通安全思想を普及し、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けることにより、県民全体で交通事故防止に取り組むことを目的とします。

重点1 子供を始めとする歩行者の安全の確保

新入学児童が新たに交通社会の一員に加わり、子供の交通事故の危険性が高まります。

また、依然として、高齢歩行者が道路を横断中に車両と衝突して亡くなるという交通事故が多く発生しています。子供から高齢者までの全ての歩行者を交通事故から守るため、次の項目を推進します。

子供

- 「道路に飛び出さない」、「横断歩道を渡る」、「道路で遊ばない」などの交通ルールを守りましょう。
- 登下校時などは、遊びながら道路を歩かないように注意しましょう。



高齢歩行者

- 道路を横断するときは近くの横断歩道を利用し、横断する前には手を挙げて、運転者に「手のひら」を示して横断の意思を伝えて、車両がとまってから横断しましょう。
- 道路を横断するときは、特に、左から走ってくる車両の確認をしっかりとしましょう。また、横断中にも安全を確認しましょう。

運転者

- 運転中は常に歩行者の存在を確認し、子供や高齢者の近くを通行するときは、安全な速度に減速しましょう。
- 横断歩道では歩行者が優先です。横断歩道手前では、歩行者の有無を確認し、歩行者がいるときは必ず停止して、歩行者に道を譲りましょう。



家庭・学校・地域・職場・関係機関等

- 子供や高齢者が多く通行する地域では、交差点などでの歩行者の保護・誘導活動を徹底し、安全な通行を確保しましょう。
- 子供や高齢者の交通事故実態を踏まえて、参加・体験・実践型の交通安全教室や、高齢者宅訪問活動などによる交通安全指導を推進しましょう。

横断歩行者がいるのに車両が停止しないのは違反です！

横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいるのに、車両が横断歩道手前で停止せずに通過する行為や、すでに横断している歩行者を立ち止まらせる行為等は「**道路交通法違反**」です！

横断歩行者等妨害等違反の反則金・点数

	大型車	普通車	二輪車	小型特殊車	原付車
反則金（単位：円）	12000	9000	7000	6000	6000
点数	2				



重点2 高齢運転者等の安全運転の励行

高齢化社会の進行に伴って高齢運転者数が増加し、全国的に社会の注目を浴びる高齢運転者による重大交通事故が発生しています。高齢運転者を始めとした全ての運転者が、安全運転を励行し、重大な交通事故を未然に防止するため、次の事項を推進します。

高齢運転者

- 身体機能の変化を自覚して、ゆとりある運転に努めましょう。
- 運転開始前に、アクセルとブレーキの位置を確認し、発進前には、ギアの位置を確認して、誤操作を防止しましょう。
- 運転を続ける必要がある高齢運転者は、安全運転サポート車の購入や後付けの踏み間違い防止装置の取り付けなどを検討しましょう。
- 高齢運転者を対象とした参加・実践・体験型の講習会等に積極的に参加し、自己の運転能力の確認・振り返りを行い、今後の運転継続の見直しをしましょう。
- 運転に不安を感じたら、運転免許窓口に相談するなどして、運転免許証の自主返納も検討しましょう。



一般運転者

- シートベルト・チャイルドシートの全席着用を確認してから発進しましょう。
- 法定・指定速度の遵守、信号遵守、指定場所での一時停止、横断歩行者の保護など、基本的な交通ルールを確実に守って、安全運転を励行しましょう。
- 運転中は運転に集中し、脇見・ぼんやり運転は、絶対にしないようにしましょう。
- 車両を運転するときには、心に余裕を持って運転するよう心掛けて、イライラして他人を威嚇するような、いわゆる「あおり運転」などの危険な運転は絶対にやめましょう。
- 飲酒運転は犯罪であり、刑事罰・行政罰を受けるだけでなく、交通事故を起こしたときには、民事上も厳しい責任を負うことを自覚して、「飲酒運転は絶対にしない。」という強い意志を持ちましょう。



家庭・職場・地域等

- 交通事故や交通上のトラブルを防止するため、ドライブレコーダーの導入を検討しましょう。
- 家庭では、シートベルトの正しい着用を習慣付けるとともに、職場等では、運転開始前に着用を呼び掛けるなど、着用徹底の環境づくりを進めましょう。特に、後部座席のシートベルト着用を徹底しましょう。
- 飲酒運転をしないための検討会、運転開始前のアルコールチェッカーによる確認など、飲酒運転をしない、させない環境を整備し、飲酒運転の根絶に取り組みましょう。



令和元年長崎県の運転席シートベルト着用率（一般道）	99.9%（全国1位）
令和元年長崎県の後部座席シートベルト着用率（一般道）	29.6%（全国42位）

重点3

自転車の安全利用の推進

自転車運転中の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進して、自転車による交通事故を防止するため、次の項目を推進します。

自転車利用者

- 「自転車安全利用五則」を遵守し、マナー向上を図りましょう。
- 歩行者への注意をしっかりと払い、歩行者を保護しましょう。
- 自転車運転中は、携帯電話等を使用すること、イヤホン等で大音量で音楽を聴くこと、傘をさすことは禁止されているので絶対にやめましょう。
- 自転車運転中の加害事故に備え、損害賠償保険に加入しましょう。



家庭・学校・地域・職場

- 子供が自転車に乗るときは、ヘルメット着用と交通ルールを指導しましょう。
- 自転車利用者に対して、「ながら運転」の禁止や歩行者保護などの交通ルールの遵守と安全運転の声掛けを実践しましょう。

関係機関・団体

- 自転車の損害賠償保険加入を促進するための広報啓発をしましょう。

【自転車安全利用五則】

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄り徐行
- ④ 安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進禁止
夜間はライト点灯
信号遵守
交差点で一時停止・安全確認
- ⑤ 子供はヘルメット着用



県内統一行事

4月6日(月)	広報活動 街頭指導活動 強化の日	歩行者、ドライバー等に交通安全運動への積極的な参加を呼び掛けます。
4月13日(月)		登下校指導をはじめ、子供と高齢者に対する歩行中の危険行動、運転者に対する歩行者保護や特に後部座席のシートベルト着用等について街頭指導を強化します。
4月10日(金)	交通事故死ゼロを目指す日	住民一人一人が交通事故に注意して行動するよう呼び掛けます。
	飲酒運転根絶啓発強化の日	飲酒運転の根絶に向けた啓発活動を推進します。

令和2年長崎県交通安全年間スローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー